

一般社団法人日本呼吸器外科学会 バナー広告の取扱いに関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、本一般社団法人のホームページに掲載するバナー広告(本会のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 理事長は、本一般社団法人のホームページにより医療に関連した業種に広告主を募集するものとする。

(申込み)

第3条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、医療に係る業種でなければならない。

- 2 学会所定のバナー広告掲載申込書(第1号様式)及び広告原稿を提出しなければならない。
- 3 広告掲載の申込みは、申込者1社につき1枠とする。
- 4 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(画像)

第4条 広告原稿に用いる画像(以下「画像」という。)の規格は、次のとおりとする。

①サイズ:縦70ピクセル×横220ピクセル

②形式:gif ,jpg,png

③静止画

2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

本一般社団法人HPに支障を来たす構造のもの(アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ点滅、反転表示又は画面の切替わり、テキストボックス表示(書き込み可能)、プルダウンメニュー、閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン、ラジオボタン使用など)、その他理事会が画像として不適切と認めるもの

(広告内容)

第5条 次に掲げる内容の広告は、掲載することができない。

- (1)本一般社団法人の事業活動の趣旨に対し、品位を損なうおそれのあるもの
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3)政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4)財産権(知的財産権を含む。)、名誉又は、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのあるもの
- (5)法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (6)その他理事会が広告として不適切と認めるもの

(審査及び決定)

第6条 渉外・広報委員会は規定に基づき、申込者の申込内容を審査し、その結果を理事会に報告し、採否は理事会が決定するものとする。

(承諾通知書)

第7条 理事長は、広告主の決定後、速やかに申込者に対し、広告掲載承諾(不承諾)通知書を送付するものとする。

(広告掲載)

第8条 広告掲載料は以下の表によるものとし、広告主は指定期日までに全額を一括して支払わなければならない。

広告掲載料金一覧表

コース 料金(×申込み月度) 料金 備考

単月契約 11,000円/月

1年契約 110,000円/年

2 広告掲載料は、いかなる事由があっても一切返還しない。

3 広告掲載は、毎月1日午前0時00分から当月末日午後11時59分までの1ヶ月を単位とする。

4 広告の掲載月、ページ、位置及び枠数は、渉外・広報委員長が決定する。

(禁止行為)

第9条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)サーバーその他の本一般社団法人のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

(2)広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(3)その他理事長が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更)

第10条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その2週間前までに理事長に連絡しなければならない。

2 広告の内容又はその変更により第三者に損害等が生じた場合には、広告主が責任を負い、本一般社団法人は責任を負わないものとする。

(中止等)

第11条 理事長は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

(1)指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2)指定期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3)この規約に違反したとき。

(4)その他理事長が広告掲載を不適切と認めたとき。

2 広告主は、広告掲載期間中、広告掲載を取り止めようとする場合には、事前に理事長に書面を提出しなければならない。

3 前2項の場合において本会に損害が生じたときは、本会は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

(免責事項)

第12条 本一般社団法人は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 本一般社団法人は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

(管轄)

第13条 この規約に関する訴訟については、京都地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、平成22年4月8日から施行する。
この規程は、平成28年3月11日より改正する。
この規程は、令和5年9月28日より改正する。